

令和4年12月12日

診療報酬算定上の救急外来処置室等患者死亡時の入院扱いみなしについて

このたびは「医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会」にご参加いただき、ありがとうございました。

講習会の中で、患者が救急外来の処置室や初療室等で死亡した場合には、救急医療施設の専用病床に入院したものとみなされ、入院料を請求できるとする通知が出されていますが（下記、注参照）、本通知による「入院したものとみなされる」とする解釈から、救急救命士の救急救命処置の「入院までの間」に抵触しないのかという質問がありました。

本件について厚生労働省に確認をさせていただいたところ、以下の回答をいただき、救急救命士が医師の直接的指導の下に救急外来の救急処置室や初療室で救急救命処置を行う「入院までの間」と診療報酬上の概念は異なるとの見解をいただきました。

注) 令和4年医科診療報酬/第1章 基本診療料/第2部入院料等/通知

「12 救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合は、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床（区分番号「A205」 救急医療管理加算又は区分番号「A300」救命救急入院料を算定する病床に限る。）に入院したものとみなすものであること。」

以上です。

よろしくお願いたします。

医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会

委員長 横田 裕行

副委員長 田中 秀治